

目黒区民センターにおける自動販売機（飲料）設置事業者募集要項

目黒区では、目黒区民センターに設置する自動販売機（飲料）（以下「自動販売機」という。）の設置事業者を募集します。参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 公募物件

目黒区民センター（所在地：目黒区目黒二丁目4番36号）

物件番号	配置図番号	設置場所	外形寸法		最低使用料（年額） ※電気料金等は除く	特記事項
			幅	奥行き		
1	1	図書館横	1.05m 以内	0.95m 以内	21,312円	○募集対象以外に以下の自動販売機等が設置されています。 ・図書館横3台設置 （飲料水2台、タバコ1台） ・トレーニング室ロビー3台設置 （飲料水2台、タバコ1台） ・本館2階ホール2台設置 （保冷保温庫（飲料水）1台、 タバコ1台） ○災害時対応型としてください。
2	2		1.05m 以内	0.95m 以内	21,312円	
3	3		1.05m 以内	0.95m 以内	21,312円	
4	4		0.9m 以内	0.95m 以内	18,264円	
合計					82,200円	

※ ビンの飲料は禁止といたします。

※ 設置台数は各配置図番号に対し1台です。

※ 回収ボックスを設置していただきます。設置場所は自動販売機周辺に設置可能です。

※ 自動販売機の機種によっては、機器の搬入のほか商品補充やメンテナンスのためのスペースに支障がある場合もあるので、それらの支障がないか応募前に設置場所の確認をしてください。

なお、設置場所によっては一般に開放されていない場所（配置図に番号が未記載の位置）があるため、現場を確認の際には担当までご連絡ください。

※ 配置図番号1～4の図書館横はシャッター内に設置しています。シャッターは午前6時30分から午後9時まで開放し、それ以外の時間は閉鎖しています。

※ 全ての自動販売機は区民センター全館休館期間の12月29日から1月3日まで利用できません。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人が設置事業者として応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の1第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産開始手続の申立てがなされていない者であること。
- (3) 法人にあつては東京都内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては目黒区内で事業を営んでいること。
- (4) 法人にあつては法人税、消費税及び特別地方消費税に滞納がないこと。また、法人格を有していない団体にあつては、代表者の住民税に滞納がないこと。
- (5) 申込開始日から設置事業者決定までに目黒区競争入札参加者指名停止措置基準（平成4年4月1日付目総契第740号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有していること。
- (7) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること。
- (8) 目黒区暴力団排除条例の趣旨を踏まえ、次の暴力団排除条項に抵触しないこと。

ア 法人等の役員又は使用人（法人等の代表者及び役員（役員として登記又は届出等はされていないが実質上経営や運営に関与しているものを含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者及び直接雇用契

約を締結している正社員等をいう。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しないもの(以下「暴力団員等」という。)ではないこと。又、暴力団員等が、経営や運営に事実上参加していないこと。

イ 法人等の役員又は使用人が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。)又は暴力団員等に対して、金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に与え、便宜を供与し、又は暴力団の維持若しくは運営に協力しないこと。

ウ 法人等の役員又は使用人が、自らの法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しないこと。

エ 法人等の役員又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有しないこと。

(9) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。

3 公募条件等

(1) 自動販売機の設置にあたっては、目黒区行政財産目的外使用許可の手続等が必要となります。

(2) 使用料等

ア 使用許可の期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間とします。

イ 使用料

物件毎に設置事業者として決定した者が、提示した応募価格をもって年額使用料とします。

なお、使用料は年額を一括して、使用許可書の交付とともに発行する納入通知書により、目黒区が指定する期限までに納入してください。

ウ その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。

また、自動販売機の運転に必要な光熱水費は電気使用料とし、その全額を設置事業者の負担とします。電気使用料については子メーターを設置し、指示値により計測した使用量に電気料金単価(税込)を乗じて積算した額とし、目黒区の指示により使用量に応じた使用料金を指定する期日までに納入してください。

なお、設置する子メーターについては、計量法(平成4年法律第51号)に基づく検査に合格したものであり、有効期間内のものとします。

(3) 使用上の制限等

使用期間中は、次のことを遵守してください。

ア 目黒区行政財産目的外使用許可書の仕様許可条件を遵守してください。(参考資料1参照)

イ 設置した自動販売機における月の販売個数及び売上げ金額を目黒区に定期的に報告してください。

また、年度終了時に年間の販売個数及び売上金額を目黒区指定の様式により報告してください。(報告様式は参考資料2参照)

ウ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。

エ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、目黒区の指示に従ってください。

オ 販売品目は、国内に広く流通・認識されているお茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶又はペットボトルなど密閉式の容器入り清涼飲料水とします。酒類の販売はできません。

なお、容器は環境に配慮したものを採用し、設置期間においても、より環境に配慮した容器が開発された場合などは、積極的に取り入れるようにしてください。

また、標準小売価格を上回る価格で販売はできません。最終的な販売品目については、設置事業者決定後、設置事業者と施設管理者で調整のうえ決定することとし、施設利用者のニーズに合わせて適宜販売品目の変更を行ってください。

(4) 自動販売機の機能等

ア 設置する自動販売機は、ヒートポンプ方式やノンフロン型などの省電力・環境配慮型の自動販売機とします。

イ 設置する自動販売機は、ユニバーサルデザインに配慮したものとします。

ウ 「災害時対応型」とは、施設管理者の操作により飲料を無料提供に切り替えることができる自動販

売機とします。

なお、災害時において区の判断により無料提供に切り替えた場合、設置事業者は自動販売機内の在庫商品を目黒区に対して無償にて提供することとします。(別添資料3参照)

エ デザイン、外観色については設置場所への景観に配慮したものとし、自動販売機の管理及び販売品目に関すること以外の宣伝広告類の掲示することはできません。

(5) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

ア 自動販売機を設置するにあたっては、物件番号ごとの配置図に示した場所に、公募物件ごとに示した外形寸法を超えないものを設置してください。また、日本産業規格「自動販売機の据付基準」(JIS B 8562-1996)及び日本自動販売機工業会発行「自動販売機据付基準マニュアル」に従い、据付面を確認したうえで十分な転倒防止対策を行ってください。

イ 原則として自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルしてください。なお、同種容器の自動販売機が複数設置される場所については、回収ボックス設置数及び回収方法等について、区及び設置事業者間で調整を行うこととします。

ウ 衛生管理及び感染症対策については、「食品、添加物等の規格基準」(昭和34年厚生省告示第370号)、日本自動販売協会及び日本自動販売機工業会が定めた「自動販売機の食品衛生に関する自主的取り扱い要領及び規格基準」などの関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行ってください。

エ 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこととし、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行ってください。

オ 施設の開館時間以外は、節電モードに設定してください。

カ 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、設置事業者の責任において対応することとし、自動販売機に故障時等の連絡先を明記してください。

(6) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状に回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を目黒区に対し請求することができません。

4 参考データ

(1) 施設概要

・目黒区民センター

地下3階、地上8階 延べ床面積約16,503㎡

集会室・ホール・児童館・図書館・社会教育館・体育施設等(詳細は配置図参照)

目黒区民センター各施設の開館及び休館日

	火～金	土曜日	日曜日	月曜日	祝 日	備 考
施設管理係	8:30～ 17:15	休 館	休 館	8:30～ 17:15	休 館	
中小企業 振興係	8:30～ 17:15	休 館	休 館	8:30～ 17:15	休 館	
体育施設	9:00～ 22:00	9:00～ 22:00	9:00～ 22:00	9:00～ 22:00	9:00～ 22:00	
勤労福祉会館	9:00～ 21:30	9:00～ 21:30	9:00～ 21:30	休 館 ※1	9:00～ 21:30	22時まで開館の場合あり
中小企業 センター	9:00～ 21:00	9:00～ 21:00	9:00～ 21:00	休 館 ※1	9:00～ 21:00	
目黒区勤労者 サービス センター	8:30～ 17:00	休 館	休 館	8:30～ 17:00	休 館	

消費生活センター	9:00～ 17:00	休館	休館 ※2	9:00～ 17:00	休館	
社会教育館	9:00～ 21:00	9:00～ 21:00	9:00～ 21:00	休館 ※1	9:00～ 21:00	
図書館	9:00～ 19:00	9:00～ 19:00	9:00～ 17:00	休館 ※1	9:00～ 17:00	
児童館	9:00～ 18:00	9:00～ 17:00	第1・3日曜 は開館 9:00～ 17:00	9:00～ 18:00	休館 (但し5/5 は開館)	第2・4日曜は休館
学童保育 クラブ	8:00～ 19:00	8:00～ 19:00	休館	8:00～ 19:00	休館	夏休み期間の日曜 日、祝日は開館 8:00～19:00
目黒区商店街 連合会	9:00～ 17:00	休館	休館	9:00～ 17:00	休館	
目黒区産業 連合会	9:00～ 17:00	休館	休館	9:00～ 17:00	休館	夏期休暇あり
東京商工 会議所 目黒支部	9:00～ 17:30	休館	休館	9:00～ 17:30	休館	

※1 祝日と重なる場合は、翌日休館日

※2 電話相談・おもちゃの病院のみ開館 13:00～15:00

※3 12月28日から1月4日まで休館施設 中小企業センター・勤労福祉会館・社会教育館・図書館・
体育施設、他事務所は12月29日から1月3日まで休館（年度により日にちの変更あり）

(2) 公募対象の自動販売機の売上実績
令和4年度

物件番号	設置場所	配置図番号	令和4年4月～令和5年3月の売上額	備考
1	図書館横	1	1,138,600円	缶・ペットボトル
2		2	1,362,320円	缶・ペットボトル
3		3	1,843,010円	缶・ペットボトル
4		4	705,560円	紙パック

※ 売上額は、売上実績年次の設置者申告によるものです。

令和5年度

物件番号	設置場所	配置図番号	令和5年4月～令和6年3月の売上額	備考
1	図書館横	1	2,180,320円	缶・ペットボトル
2		2	3,380,800円	缶・ペットボトル
3		3	2,349,610円	缶・ペットボトル
4		4	753,910円	紙パック

※ 売上額は、売上実績年次の設置者申告によるものです。

5 応募申込手続き

(1) 申込方法

郵送で申し込む場合

申込受付期間 令和7年2月3日（月曜日）～ 令和7年2月14日（金曜日）必着

送り先 〒153-0063 目黒区目黒二丁目4番36号 目黒区民センター

目黒区産業経済部産業経済・消費生活課施設管理係 宛て

持参する場合

申込受付期間 令和7年2月3日（月曜日）～ 令和7年2月14日（金曜日）
【午前9時～午後5時】

なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

提出先 目黒区目黒二丁目4番36号 目黒区民センター1階
目黒区産業経済部産業経済・消費生活課 施設管理係

(2) 応募申込書及び提出書類

次のいずれかに該当するものを提出してください。なお、ご提出いただいた書類は返却いたしません。また、情報公開の請求により書類を開示することがあります。開示の決定にあたっては、法人等に関する情報についての開示の可否等を確認させていただく場合があります。

ア 応募申込書（別紙1）※他の書類とは別に封書し提出してください（別紙1-2参照）

イ 販売品目（別紙2）※設置を希望する自動販売機ごとに作成

ウ 誓約書（別紙3）※複数申し込む場合は、1部のみ提出

エ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（法人のみ）

オ 住民票（個人のみ）

カ 納税証明書その3の3（法人税と消費税及地方消費税）（法人のみ）

キ 住民税納税証明書（個人のみ）

ク 設置する自動販売機及び回収ボックスのカタログ（寸法、消費電力のわかるもの）

ケ 2の(7)に係る許認可等の免許証の写し

コ 確定申告書収支内訳書、又は青色申告決算書（貸借対照表含む）のいずれか直近3か年分の控え（収受印押印済みのもの）の写し（個人のみ）

※ エ～キについてはいずれも発行日から3か月以内のものとし、カ及びキについては申込日に取得できる直近の年分のものとする。

(3) 質問の受付等

質問については、「目黒区民センターにおける自動販売機（飲料）設置事業者募集に関する質問票」（別紙4）に質問事項を記入の上、メールにより送付してください。なお、メール以外での質問は受け付けませんのでご注意ください。また、質問に対する回答は、質問者だけでなく、質問票提出者すべてにメールにて回答します。質問がない事業者で、質問に対する回答を希望する場合も質問票を提出してください。

質問票送信先：sangyo07@city.meguro.tokyo.jp

質問票締切日：令和7年1月24日（金曜日）午後5時まで

質問に対する回答予定日：令和7年1月31日（金曜日）

6 設置事業者の決定

- (1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象とします。
- (2) 選定対象としたものから、封書により提出された応募申込書を関係課職員立会いの下、開封します。
- (3) 公募物件に対し、目黒区が設定する最低使用料以上の額で、かつ最高の価格で応募申込みを行った者を選定し設置事業者とします。なお、最高価格の応募が2者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより選定しますが、同一施設内に複数の申し込みがあった場合は、希望順位が上位のものを優先とします。希望順位も同一だった場合は、当該施設内の設置台数が少ないものを優先とします。
- (4) 設置事業者の通知等
設置事業者の決定は、令和7年3月3日（月曜日）の予定です。設置事業者決定後、落札者に対して書面により決定通知を行うとともに、目黒区ホームページに設置事業者の名称及び決定金額を掲載します。
- (5) 設置事業者が辞退した場合及び設置事業者の決定を取り消した場合は、当該設置事業者以外の選定対象とした事業者の中から、(3)の例により設置事業者を再度選定します。なお、この新たな設置事業者の決定に係る許可期間は、当初の期間の残余期間とし、その使用料は当該許可期間に応じて決定します。

7 使用許可等申請の手続き

設置事業者に決定した者は、令和7年3月10日（月曜日）までに、行政財産目的外使用申請書（別紙5）に設置場所の図面を添えて、目黒区産業経済部産業経済・消費生活課施設管理係に提出してください。なお、提出部数は各1部です。

また、申請手続きについては、末尾記載の担当者宛てお問い合わせください。

8 設置事業者の決定及び許可の取消し

次のいずれかに該当するときは、設置事業者としての決定又は許可を取消します。

- (1) 設置事業者が指定する期日までに許可の手続きに応じなかったとき
- (2) 使用財産を目黒区が公用又は公共用に供するために必要とするとき
- (3) 設置事業者が許可の条件に違反したとき
- (4) 使用財産を区が売却するとき
- (5) 設置事業者が応募の資格を失ったとき

9 その他

使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とします。

募集及び申請手続きに関する問合せ先

目黒区目黒 2 丁目 4 番 36 号 目黒区民センター

目黒区産業経済部産業経済・消費生活課施設管理係

担当 田中・三浦

電 話 03-3711-1194(直通)

FAX 03-3711-1132

メール sangyo07@city.meguro.tokyo.jp

受付時間 平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時